

Business News

第293号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、「令和3年度税制改正のポイント（2）個人所得課税」について、小嶋税務会計事務所 税理士・小嶋大志様に寄稿いただきました。

令和3年度税制改正のポイント（2）個人所得課税

1. 住宅ローン控除の特例の延長等

住宅ローン控除の控除期間13年の特例（※1）を延長し、一定期間（※2）に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とします。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象とします。

※1 消費税10%引上げに伴う特例措置。現在、控除期間（10年）が13年間に延長されています。

※2 注文住宅は令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和3年11月末まで、となります。

2. セルフメディケーション税制（※1）の見直し

対象となる医薬品をより効果的なものに重点化するとともに、いわゆる取組関係書類（※2）については、確定申告書への添付又は確定申告書の提出の際の提示を不要とする手続きの簡素化を図った上で、適用期限を令和8年12月31日まで5年延長します。

※1 セルフメディケーション税制とは、予防接種など健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う者が、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合、その購入費用（年間10万円を限度）のうち1.2万円を超える額を所得控除する制度。

※2 取組関係書類とは、健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類のこと。

3. 退職所得課税の適正化

現状の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動性等に配慮しながら、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外されます。（令和4年分以後の所得税について適用）

例えば、勤続5年で退職した従業員が退職金1,000万円を受け取った場合、所得税額は以下の通り、現行制度では372,500円、改正後は872,500円になります。（下線部が変更点）

<現行制度>

- (1) 退職所得控除額 200万円 [=40万円×5年]
- (2) 退職所得金額 400万円 [= (1,000万円 - (1)) × 1/2]
- (3) 所得税額 372,500円 [= (2) × 税率20% - 427,500円]

<改正後>

- (1) 退職所得控除額 200万円 [現行と変わらず]
- (2) 退職所得金額 650万円 [1,000万円 - (1) = 800万円。このうち300万円までは×1/2 = 150万円、残り500万円は×1/2せずそのまま]
- (3) 所得税額 872,500円 [= (2) × 税率20% - 427,500円]

4. 詳細は、財務省HP等でご確認ください

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21.html

（小嶋税務会計事務所）

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険(株) 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443 URL <https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。

N293